

報告第2号

専決処分報告（損害賠償及び和解）

平成27年（2015年）11月27日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

1 損害賠償及び和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故27件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
1	平成27年3月23日 札幌市東区 医療法人 江和会	平成27年3月4日、札幌市東区北31条東6丁目において、本市の福祉業務用の自動車と相手方の自動車が接触したもの	278,470円
2	平成27年7月2日 岩見沢市在住者	平成27年6月24日、札幌市西区発寒5条5丁目において、本市の福祉業務用の自動車と相手方の自動車が接触したもの	166,413円
3	平成27年7月29日 札幌市豊平区在住者	平成27年4月22日、札幌市豊平区月寒東2条2丁目において、駐車中の相手方の自動車が、市立中学校の部活動中に飛び出たボールにより損傷したもの	141,059円

番号	専決処分年月日 相 手 方	事故の概要	損害賠償の額
4	平成27年8月5日 札幌市東区 生活クラブ生活協同組合	平成27年7月9日、札幌市東区北29条東5丁目において、本市の福祉業務用の自動車と相手方の自動車が接触したもの	113,076円
5	平成27年8月11日 札幌市白石区在住者	平成27年6月24日、札幌市白石区菊水6条3丁目において、駐車中の相手方の自動車が、市立中学校における部活動中の打球により損傷したもの	56,052円
6	平成27年8月19日 札幌市北区在住者	平成27年6月19日、札幌市北区新川西1条1丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の障害物により損傷したもの	390,706円
7	平成27年8月24日 札幌市中央区在住者	平成27年5月30日、札幌市中央区南12条西21丁目において、本市が管理する公園を歩行していた相手方が、段差につまずいて転倒したことにより負傷したもの	46,316円
8	平成27年8月26日 札幌市北区 日本平中自動車販売株式会社	平成27年5月30日、札幌市中央区南30条西10丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、街路樹の枝に接触し損傷したもの	342,540円
9	平成27年8月27日 札幌市北区在住者	平成27年6月10日、札幌市東区北12条東6丁目において、市立小学校敷地内のグレーチング上を通過した相手方の自動車が、浮き上がったグレーチングに接触し損傷したもの	104,863円

番号	専決処分年月日 相 手 方	事故の概要	損害賠償の額
10	平成27年9月1日 札幌市清田区在住者	平成27年8月11日、札幌市清田区平岡9条3丁目において、本市が管理する公園の樹木の根が、相手方の敷地内に越境し、当該敷地内の排水管を損傷したもの	188,103円
11	平成27年9月7日 札幌市厚別区在住者	平成27年1月22日、札幌市厚別区厚別南7丁目において、市立小学校の屋根からの落雪により、駐車中の相手方の自動車が損傷したもの	175,528円
12	平成27年9月12日 札幌市南区在住者	平成27年5月18日、札幌市豊平区月寒東1条11丁目において、本市の塵芥車と相手方の自動車が接触したことにより、当該自動車が損傷し、相手方が負傷したもの	768,021円
13	平成27年9月14日 札幌市白石区在住者	平成27年6月5日、札幌市豊平区豊平1条12丁目において、走行中の相手方の自動車が、本市が管理する路傍樹の枝の落下により損傷したもの	72,950円
14	平成27年9月14日 札幌市豊平区在住者	平成27年8月10日、札幌市厚別区厚別中央2条1丁目において、駐車場から本市が管理する道路に入ろうとした相手方の自動車が、道路境界上の段差により損傷したもの	38,967円
15	平成27年9月18日 札幌市白石区 ヤマトホームコンビニエンス株式会社	平成27年3月4日、札幌市豊平区月寒西1条10丁目において、本市の塵芥車が、停車中の相手方の自動車に接触したもの	103,140円

番号	専決処分年月日 相 手 方	事故の概要	損害賠償の額
16	平成27年9月19日 札幌市東区在住者	平成27年8月27日、札幌市北区篠路町上篠路において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の段差により損傷したもの	47,261円
17	平成27年9月25日 札幌市東区 有限会社クリンアイ デアル	平成26年8月20日、札幌市北区北11条西3丁目において、本市の土木業務用の自動車と相手方の自動車が接触したもの（平成27年第3回定例市議会報告第5号 番号1及び2と同一の事故）	485,267円
18	平成27年9月25日 札幌市手稲区在住者	平成27年9月10日、札幌市手稲区稻穂4条2丁目において、本市が管理する河川区域内の樹木の枝が、相手方のテレビアンテナに接触し、当該テレビアンテナが損傷したもの	29,160円
19	平成27年9月30日 札幌市北区在住者	平成27年8月9日、札幌市東区中沼町において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の段差により損傷したもの	68,696円
20	平成27年10月1日 東京都千代田区 全国共済農業協同組合連合会	平成26年6月6日、札幌市厚別区厚別西2条4丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の保険に加入する自動車が、当該道路上の障害物に接触したことにより、当該自動車の運転手が負傷したもの（平成26年第3回定例市議会報告第12号 番号44と同一の事故）	64,378円

番号	専決処分年月日 相 手 方	事故の概要	損害賠償の額
21	平成27年10月7日 札幌市北区在住者	平成27年4月24日、札幌市東区北5条東4丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	12,420円
22	平成27年10月8日 札幌市北区在住者	平成27年8月14日、札幌市北区屯田9条1丁目において、本市の消防車両が、停車中の相手方の自動車に接触したもの	127,444円
23	平成27年10月13日 小樽市在住者	平成27年9月24日、札幌市手稲区稲穂4条3丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の段差により損傷したもの	305,608円
24	平成27年10月14日 札幌市北区在住者	平成27年8月21日、札幌市南区滝野において、本市が管理する道路のグレーチング上を通過した相手方の自動車が、浮き上がったグレーチングに接触し損傷したもの	242,881円
25	平成27年10月14日 札幌市手稲区在住者	平成27年9月24日、小樽市見晴町において、本市の福祉業務用の自動車と相手方の自動車が接触したもの	193,570円
26	平成27年10月20日 札幌市北区在住者	平成27年5月7日、札幌市北区拓北1条1丁目において、本市が管理する緑地の樹木の根及び茎が、相手方の敷地内に越境し、当該敷地内の建物の外壁を損傷したもの	529,200円

番号	専決処分年月日 相 手 方	事故の概要	損害賠償の額
27	平成27年10月21日 札幌市西区在住者	平成25年8月27日、札幌市西区発寒15条2丁目において、市立中学校のグラウンドの排水能力が不足していたことにより、当該グラウンドから流れ出た雨水が民有地に流入し、相手方の建築資材等が損傷したもの（平成27年第3回定例市議会議案第20号と同一の事故）	737,856円

## 2 和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故1件について、次のとおり和解する。

番号	専決処分年月日 相 手 方	事故の概要	和解の概要
1	平成27年10月15日 札幌市中央区在住者	平成27年1月15日、札幌市中央区北1条東10丁目において、本市の本庁業務用の自動車と相手方の自動車が接触したもの	相手方は、本市に対して、金301,500円を支払う。